

# 耐火防火の性能、防火区画 (出題年度別)

令和5年

[No. 6] 耐火建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、特定行政庁の認定等は考慮しないものとする。

1. 準防火地域内において、延べ面積 1,600 m<sup>2</sup>、地下 1 階、地上 3 階建ての事務所を新築する場合は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。

2. 耐火性能検証法における建築物の各室内の可燃物の発熱量は、当該室の用途及び床面積並びに 当該室の壁、床及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分の表面積及び 当該部分に使用する建築材料の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出する。

3. 防火地域及び準防火地域以外の区域内において、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての図書館 を新築する場合は、耐火建築物としなければならない。

4. 延べ面積 600 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての物品販売業を営む店舗(耐火建築物以外のもの)は、その主 要構造部に通常の火災による火熱が所定の特定避難時間(屋根及び階段は 30 分間)加えられた 場合に、当該部分が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでな なければならない。

○

○

×

○

令和4年

〔No. 6〕次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとする。

1. 非耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間屋内面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。 ○
2. 共同住宅(天井は強化天井でないもの)の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。 ○
3. 地上 15 階建ての事務所の12 階部分で、執務室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でし、かつ、その下地を難燃材料で造ったものは、床面積の合計 200 m<sup>2</sup> 以内ごとに防火区画しなければならない。 ×
4. 1 階及び 2 階を集会場(当該用途に供する部分の各階の客席部分の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>)とし、3 階以上の階を事務所とする地上10 階建ての建築物においては、原則として、当該集会場部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。 ○

令和3年

〔No. 6〕次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 防火区画検証法は、開口部に設けられる防火設備について、屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、火災の継続時間以上、加熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができることを確かめる方法である。

×

2. 準防火地域内における共同住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。

○

3. 耐火構造の柱は、通常の火災による火熱が所定の時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。

○

4. 不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料が適合すべき不燃性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間、「燃焼しないものであること」及び「防火上有害な変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること」である。

○

令和2年

〔No. 6〕防火区画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとする。

1. 地上3階に居室を有する事務所で、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、避難階である地上1階から地上3階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。

○

2. 主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸で、その階数が3であり床面積の合計が200m<sup>2</sup>のものは、当該住戸の階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。

×

3. 地上5階建ての事務所のみ用途に供する建築物において、防火区画に接する外壁については、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなくてもよい。

○

4. 学校の用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

○

令和1年

〔No. 6〕防火区画に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとする。

1. 地上 15 階建ての事務所の 15 階部分で、当該階の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> のものは、原則として、床面積の合計 100 m<sup>2</sup> 以内ごとに防火区画しなければならない。

2. 1 階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が 130 m<sup>2</sup>)とし、2 階及び 3 階を事務所とする地上 3 階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。

3. 避難階が地上 1 階であり、地上 3 階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を準耐火構造としたものにおいては、原則として、地上 2 階から地上 3 階に通ずる吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。

4. 防火区画に用いる防火シャッター等の特定防火設備は、常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものでなければならない。

○  
×  
○  
○

平成30年

〔No. 6〕防火区画に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積800m<sup>2</sup>、地上4階建ての事務所であって、3階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
2. 1階及び2階階を物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の各階の床面積の合計がそれぞれ1000 m<sup>2</sup>)とし、3階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
3. 主要構造部を準耐火構造とした延べ面積200m<sup>2</sup>地上3階建ての一戸建ての住宅においては、吹抜きとなっている部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
4. 有料老人ホームの用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。